

議案第93号

阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年阿見町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 阿見町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。
- 3 阿見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年阿見町条例第 号)附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、阿見町職員の定年等に関する条例(昭和59年阿見町条例第20号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(職員の派遣)  <b>第2条</b> (略)                  2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                  (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</u>                  (2) (略)                  (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員                    (4) (略)    <u>(5) (略)</u>                  3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)  <b>第2条</b> (略)                  2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                  (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員                  (2) (略)                  (3) 地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号)</u> 第22条に規定する条件付採用になっている職員                  (4) (略)  <u>(5) 阿見町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u>  <u>(6) (略)</u>                  3 (略)</p>	

阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正案についての概要

### **第 1 改正の理由**

地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、本町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

### **第 2 改正の主な内容**

地方公務員法等の一部改正に伴い、引用する規定の条項番号を改めるとともに、再任用制度の廃止及び管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の特例任用に該当する職員の規定を定める。

### **第 3 施行期日**

令和 5 年 4 月 1 日